

## 「浜大津こだわり朝市」出店概要

こだわり大津百町市運営委員会

**開催場所**：京阪電車びわ湖浜大津駅前スカイクロス(大津市浜大津)

**開催日時**：毎月第三日曜日 午前8：00～12：00（開門7：30）

※完売しても11時までは片付けをしないでください。

**出店者数**：30店舗程度

**取扱商品**：近江のこだわり品（近江・安全・安心・伝統・手仕事等）

**申込時にお願いしたい書類**：食品営業許可証（保健所交付）写し

**出店参加料**：2500円（1ブース5㎡程度）

電気を使用される方は別途200円お願いします。

※クラフト、伝統工芸品、手仕事の品は出店料2,000円

※福祉関係や学生の出店は、出店料は1,500円

**出店場所**：出来る限り希望は伺いますが、運営委員会の指示に従って下さい。

**清掃**：公共空間を使用していますので、出店後は必ず清掃をお願いします。

清掃が完了しましたら、運営委員会本部までお知らせ下さい。

**有料駐車場**：公共駐車場：500円（1日券）

※荷物の搬入は、公共駐車場の乗入30分は料金がかかりません。

**無料駐車場**：別途公共駐車場前に用意しています。

**お振込先**：ゆうちょ銀行 店名 四六八（読み ヨンロクハチ）

店番 468 預金種目 普通預金 口座番号 2032126

※次回出店料は、基本出店の前月末までに振込をお願いします。

出店希望の方は下記にご連絡下さい。

### 連絡先

事務局：株式会社まちづくり大津

住所：滋賀県大津市中央一丁目2番25号

TEL：077-523-5010 FAX：077-514-7690メール：

[info@machidukuri-otsu.jp](mailto:info@machidukuri-otsu.jp)

# 「浜大津こだわり朝市」出店規定

こだわり大津百町市運営委員会

(コンセプト)

## 第1条

### ① 滋賀県のこだわり地域資源を活用し、朝市の魅力を向上させたい。

滋賀県の至る処から、こだわり農水畜産物(米・野菜・漁り・畜産・地酒・スイーツなど)、旬の一品、伝統工芸品などの地域資源を県庁所在地である朝市に集結させる。アンテナショップ化、魅力あるオリジナル商品の販売を通して滋賀県・大津まちなかの活性化を行います。

### ② 地域に密着した、子育て世代・若者に対応する朝市にしたい。

消費者と生産者の顔が見える関係づくり。

街に関心のある若者や子育て世代(20代~40代)の親子の学びの場として、若者同士の社会勉強の場とした取組をします。滋賀県のこだわりを、見て・食べて・触れて・楽しむ体験(ワークショップ)の開催などを行います。安心安全な食べ物。手仕事の体験。子供に手造りの良さを伝えます。

### ③ 地域交流・地域コミュニティに貢献する朝市にしたい。

中心市街地の活性化事業の実施。

地域住民が朝市に足を運ぶきっかけとなる様な、地域コミュニティを形成する取組をします。特に、子供・若者・高齢者や福祉関係者との地域コミュニティを形成します。

地域の賑わい創出。気軽に行ける場。公共空間を市民が活用出来る場。

また、出店者同士のコミュニティを形成し、現代のライフスタイルに合ったこだわりコラボ商品を企画販売します。

### ④ 朝市における創業や学生の自主的活動を促進したい。

近江こだわり朝市店舗誘致による創業を促進する取組や、学生による自主的活動を促進します。生産者同志の情報交換の場。学びの場。消費者ニーズを収集する場。

### ⑤ 県外・外国人観光客に対応できる朝市を構築したい。

県外から滋賀県の魅力が凝縮された朝市の構築をします。また、海外インバウンド需要取り込み、(朝市出展者の地域へのスタディーツアーやターゲット地域を絞った滋賀県内の観光を促進します。県内外、観光客の交流の場。こだわりを消費者に伝える場。

(開設場所)

## 第2条

京阪電車びわ湖浜大津駅前(スカイクロス)

(開設日時)

### 第3条

毎月1回 第3日曜日 午前8：00 ～ 12：00

#### (販売方法)

### 第4条

1. 出店ブースに出荷された商品を陳列し販売して下さい。
2. ブース内の机、イスなどの備品は各自で用意してください。
3. 火気を使用される場合は各自消火器をご準備下さい。
4. 出荷品目及び出荷量、出店概要を事前にお知らせください。
5. クレーム対応は、基本出店者が行って下さい。
6. 出店品には、品名、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者名、取扱注意事項などを明示して下さい。
7. 名刺やチラシなど、品目内容のわかるものを手渡しし、責任の所在を明確にして下さい。
8. 保健所の指導の下を受け、衛生管理に努めて下さい。食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の方で対応願います。ご不明な点は各自で保健所にお尋ねください。

#### (出荷品の制限)

### 第5条

出荷品は、「近江のこだわり品（安全、伝統、地産、手仕事）」の精神に則ったものとし、事前に委員会へその内容を届け出て承認を得て下さい。

届出の窓口は、株式会社まちづくり大津とします。

#### (事故の責任)

### 第6条

販売品で物的・金銭トラブルが生じた場合は出店者の自己責任において処理して下さい。

出店に関する事故等について主催者は一切責任を負いかねます。

#### (出店料)

### 第7条

2,500円（1ブース 約5㎡）